



目 次		ページ
規 則		
◎以布利川ダム操作規則		1
訓 令		
◎以布利川ダム操作規程		2
告 示		
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	5
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出	(")	6
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還	(漁港漁場課)	7
○公共測量の実施の通知	(用地対策課)	7
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	8
○道路の区域変更	(道 路 課)	8
公 告		
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手対策課)	8
○農用地利用配分計画の認可の申請	(")	8
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置	(港湾・海岸課)	9
落札公告		
○落札者等の公告	(消防政策課)	9
○"	(建設管理課)	9
正 誤		
○正誤(平27・7・24付け その他)		10

規 則

以布利川ダム操作規則をここに公布する。
平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第56号
以布利川ダム操作規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 貯水池の水位等(第3条-第6条)
第3章 貯水池の用途別利用(第7条-第9条)
第4章 洪水調節等(第10条-第14条)
第5章 貯留された流水の放流(第15条-第20条)
第6章 計測、点検、整備等(第21条-第23条)
第7章 雑則(第24条)
附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規則は、以布利川ダム(以下「ダム」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。
(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等
(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒9立方メートル以上である場合における当該流水とする。
(水位の算出)

第4条 貯水池の水位(第12条及び第13条において「水位」という。)は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。
(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位(以下「常時満水位」という。)は、標高32.9メートルとする。
(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高37.8メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用
(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高32.9メートルから標高37.8メートルまでの容量16万立方メートルを利用して行うものとする。
(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高22.1メートルから標高32.9メートルまでの容量173,000立方メートルのうち最大154,000立方メートルを利用して行うものとする。
(水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高22.1メートルから標高32.9メートルまでの容量173,000立方メートルのうち最大19,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 高知県幡多土木事務所土佐清水事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想される場合又は別に定める場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 別に定める関係機関(第19条において「関係機関」という。)及び高知地方气象台との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2) 必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後は、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、第10条の規定による洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第15条 ダムに貯留された流水は、この規則に定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

(1) 第21条の規定によりダム本体、貯水池又はダムに係る施設等の点検又は整備を行うため特に必要があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で別に定めるとき。

2 前項の規定に基づく放流量の限度は、毎秒0.331立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合は、別に定める方法を基準とし、ダムから放流を行うことにより下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能を維持するため必要があると認めるときは、広畑利水基準点において別表第1の左欄に掲げる期間に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる水量を確保すること

ができるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

（水道用水の供給のための放流）

第18条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認めるときは、以布利川ダム地点において別表第2の左欄に掲げる期間に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる水量を確保することができるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

（放流に関する通知等）

第19条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（ゲート等の操作）

第20条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ（第23条において「ゲート等」という。）の操作については、別に定める。

第6章 計測、点検、整備等

（計測、点検及び整備）

第21条 所長は、別に定める基準に従い、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

（観測）

第22条 所長は、別に定める基準に従い、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

（記録）

第23条 所長は、ゲート等を操作し、第21条の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、ダムの操作に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第17条関係）

期間	水量
1月1日から3月9日まで	0.0304m ³ /秒
3月10日から同月16日まで	0.0317m ³ /秒
3月17日から7月31日まで	0.0310m ³ /秒
8月1日から12月31日まで	0.0304m ³ /秒

別表第2（第18条関係）

期間	水量
1月1日から12月31日まで	0.0047m ³ /秒

訓 令

高知県訓令第9号

土 木 部
幡 多 土 木 事 務 所
幡多土木事務所土佐清水事務所

以布利川ダム操作規程を次のように定める。
平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

以布利川ダム操作規程
（趣旨）

第1条 この規程は、以布利川ダム操作規則（平成27年高知県規則第56号。以下「規則」という。）の規定に基づき、以布利川ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

（流入量）

第2条 規則第3条の流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）は、貯水池の水位の上昇又は低下の時間的な割合から次の算式により算出するものとする。

算式

$$Q = \frac{V_{(t)} - V_{(t-T)}}{60 \times T} + Q_1$$

算式の符号

Q 流入量（立方メートル/秒）

V_(t) 現流入量算出時総貯水量（立方メートル）

V_(t-T) 前流入量算出時総貯水量（立方メートル）

T 貯水池の水位の変化に要した時間（分）

Q₁ 流入量計算中の平均放流量（立方メートル/秒）

（洪水警戒体制）

第3条 規則第10条の別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、幡多土木事務所土佐清水事務所長（以下「所長」という。）が必要であると認める場合とする。

（1）ダムの流域内（以下この項において「流域内」という。）において、3時間雨量が30ミリメートルに達した後、なお引き続き1時間雨量が35ミリメートルを超えると予想されるとき。

（2）流域内において、総雨量が150ミリメートルを超えると予想されるとき。

（3）流域内を含む地域において、高知地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発令されたとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、規則第10条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあ

らかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第11条第1号の別に定める関係機関(以下「関係機関」という。)及び当該関係機関との連絡の方法は、別表第1に定めるとおりとする。

2 所長は、規則第11条第1号の連絡の内容、時期等について、あらかじめ関係機関及び高知地方気象台と協議しておくものとする。

(洪水警戒体制の解除等)

第5条 所長は、流入量が毎秒9立方メートル未満に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第14条の規定によりこれを解除しなければならない。

2 所長は、規則第14条の規定により洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に定める方法により、その旨を関係機関に連絡するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第6条 規則第15条第1項第2号の別に定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) ダム本体、貯水池又はダムに係る施設等の調査又は補修を行うため必要があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

(放流の方法)

第7条 規則第16条の別に定める方法は、次の表に定めるとおりとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

放流管から放流を行う直前における放流量	放流管の1回の操作における最少時間間隔	放流管の1回の操作における放流量の増加割合
0.05m ³ /秒未満	10分	0.04m ³ /秒以内
0.05m ³ /秒以上0.20m ³ /秒未満	10分	0.15m ³ /秒以内
0.20m ³ /秒以上	10分	0.25m ³ /秒以内

(放流に関する通知等をしなければならない場合)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第19条の規定により関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(1) 貯水池の水位が非常用洪水吐きを超えると予想されるた

め、ダムから放流を行うとき。

(2) 規則第15条第1項の規定に基づき放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生ずると予想されるとき。

(一般に周知させるための必要な措置を行う範囲)

第9条 規則第19条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダムから下流方向について必要があると認める範囲内において行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第10条 規則第19条の規定による関係機関への通知は、第8条各号の放流を行う約1時間前までに、別表第1に定める方法により、ダムから放流を行う日時のほか放流量又は放流を行うことにより上昇する下流の水位の見込みを示してするものとする。

2 規則第19条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点に設置された警報設備等により、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) ダム地点に設置されたサイレン又はスピーカーによる擬似音の吹鳴は、第8条各号の放流を行う約30分前に行う。

(2) 警報車に設置されたスピーカーによる吹鳴は、必要に応じて、ダムから下流の水位が上昇すると予想される約30分前に行う。

(3) 前2号に掲げる方法のほか、警報車によるダムから下流の巡視を行う。

(4) 第1号又は第2号のサイレン又はスピーカーによる吹鳴は、約1分間吹鳴させ、その後約10秒間休止をし、更に約1分間吹鳴させる合計約2分10秒の一式を必要に応じて繰り返す方法により行う。

(ゲートの名称)

第11条 規則第20条のゲートの名称は、次に掲げるとおりとする。

(1) ダムの堤体上流面の取水塔の外側にあり、選択取水を行うためのゲートを取水ゲートといい、設置標高の高いものから順に1号ゲート、2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート及び5号ゲートという。

(2) 利水放流管のゲートは、下流側にあるジェットフローゲートを利水放流管主ゲートと、上流側にあるスルースゲートを利水放流管予備ゲートという。

(取水ゲートの操作)

第12条 前条第1号の取水ゲート(以下この条において「取水ゲート」という。)は、河川環境の保全に配慮し、次に掲げる方法により操作するものとする。ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 常に全開し、又は全閉しておき、半開の状態においてはならないこと。

(2) 原則として、前条第1号の1号ゲートから5号ゲートまでのうちいずれか1門を全開し、他の取水ゲートは全閉して

おくこと。

(3) 取水ゲートの切替え時には、次に使用する取水ゲートを全開した後に、それまで使用していた取水ゲートを全閉すること。

(利水放流管主ゲートの操作)

第13条 第11条第2号の利水放流管主ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

(1) 規則第15条第1項、第17条又は第18条の規定に基づき放流を行うとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

(利水放流管予備ゲートの操作)

第14条 第11条第2号の利水放流管予備ゲート(以下この条において「利水放流管予備ゲート」という。)は、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

(1) 規則第21条の規定により利水放流管予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

2 利水放流管予備ゲートは、前項各号に該当する場合は、全閉しておくものとする。

(計測、点検及び整備)

第15条 規則第21条の規定による計測は別表第2に定める調査測定基準により、同条の規定による点検及び整備は別表第3に定める点検整備基準により行うものとする。

2 所長は、ダムの堤体底部に設置された地震計により観測された地震動の最大加速度が25ガルを超えたとき又は気象庁土佐清水市足摺震度観測点における気象庁震度階が4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより、臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第16条 規則第22条の規定による観測は、別表第2に定める調査測定基準により行うものとする。

(記録事項)

第17条 規則第23条の別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 気象及び水象の状況

(2) ゲート等(規則第20条に規定するゲート等をいう。以下同じ。)の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動

(3) 放流に関する関係機関への通知及び一般に周知させるための必要な措置に係る事項

(4) 点検及び整備を行った結果

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に記録しておく必要があ

ると認める事項
(報告)

第18条 所長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を土木部長に報告しなければならない。
 (1) 規則第10条の規定により洪水警戒体制をとったとき又は規則第14条の規定によりこれを解除したとき。
 (2) 規則第12条の規定により洪水調節を行ったとき。
 (3) ダム本体、ダムの附属施設、貯水池又は貯水池の上下流に異常を認めたとき。
 (4) 第15条第2項の規定により地震が発生し、臨時の点検を行ったとき。
 (5) 貯水池において水質事故が発生したとき。
 (6) 前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

(管理月報及び管理年報の作成等)

第19条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成し、土木部長に報告しなければならない。
(検査)

第20条 所長は、別に定めるところにより、必要に応じて、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。
(雑則)

第21条 所長は、この規程を実施するため必要があるときは、ダム操作実施要領を定めることができる。

2 所長は、前項の規定に基づきダム操作実施要領を定めたとき又は当該ダム操作実施要領を変更したときは、速やかに土木部長に報告するものとする。

3 土木部長は、この規程が一部改正されたときは、その内容を速やかに水利権者である土佐清水市長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成27年9月4日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条、第10条関係)

関係機関の名称	連絡又は通知の方法
土木部河川課	防災行政無線又は一般回線電話
土佐清水市	防災行政無線又は一般回線電話
高知県中村警察署清水警察庁舎	一般回線電話
土佐清水市消防署	防災行政無線又は一般回線電話

別表第2 (第15条、第16条関係)
調査測定基準

事項	項目	計測又は観測の場所	測定機器	計測又は観測の基準
気象	気圧 気温 湿度 風向 風速	気象庁清水特別地域気象観測所	気象庁清水特別地域気象観測所が設置する測定機器	洪水時その他の必要 なとき。
	水象 水質	水位	ダム地点	
広畑利水基準点			遠隔水位計	
	流入量	ダム本体	ダム水位計	流入量は、貯水池の水位及び放流量により算出する。 放流量は、貯水池の水位及びゲート等の開度により算出する。 流入量及び放流量とも、毎正時及び必要 なとき。
	放流量		利水放流管ゲート	

	水温	貯水池	水温計	自記測定機器による連続観測
			濁度	
堆砂	深度		測深器	年1回及び洪水後の必要 なとき。
その他	漏水量	ダム本体		週1回
	揚圧力			月1回

別表第3 (第15条関係)
点検整備基準

区分	細分		実施回数
ダム本体	外観		週1回
	堤体各種調査及び観測計器		月1回
取水放流設備	外観		週1回
	点検	長期間閉塞時	月1回
	給油		必要に応じて
	点検整備	平常時	年1回
出水後		その都度	
貯水池の周辺 (管理用道路を含む。)	外観		週1回
予備発電機	点検及び試運転	平常時	2月に1回
		洪水時	作動前
放流警報設備	ダム管理棟	一般点検	週1回
		各部点検	月1回
	テスト制御	平常時	月1回

		洪水時	その都度
テレメーター設備	観測所	巡視点検	必要に応じて
	監視装置（ダム親局装置）	一般点検	週1回
		各部点検	月1回
CCTV監視設備	ダム管理棟	点検整備	月1回
電気設備	点検整備		2月に1回
警報車等	点検整備		月1回
流木防除設備	フロート、係留ブイ、メインロープ、アンカー等		年1回
巡視船	点検整備		月1回
水位計及び気象観測設備	点検整備		月1回
標識及び手すり照明設備	点検整備		週1回
調査測定用機械器具	点検整備		適宜
記録			点検ごと
備考 ダム本体の周辺及び貯水池の周辺の外観巡視は、崩壊等の変化を調べ、速やかに処理、記録等を行うこと。			

告 示

高知県告示第521号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者、同法第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所又は施設の名称	事業所又は施設の所在地	サービスの種類
3970500652	株式会社キッズ	土佐市甲原680番地2	平成26年10月1日	デイサービス蓮池	土佐市蓮池1396-2	通所介護 介護予防 通所介護
3972400836	株式会社リバフル	高知市朝倉本町一丁目12番28-6号	〃	ヘルパーステーションささえ	吾川郡いの町枝川5番地	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970300301	合同会社さんか	安芸市伊尾木314番地	平成26年11月1日	居宅介護支援事業所とも	安芸市伊尾木314番地	居宅介護 支援
3970600437	株式会社D&H	高岡郡中土佐町久礼6425番地1	平成26年11月21日	リハビリデイサービス元気屋本舗	須崎市吾井郷乙1739-1	通所介護 介護予防 通所介護
3970300319	医療法人尚腎会	高知市大津乙2705-1	平成26年12月1日	居宅介護支援事業所ケアサポートあき	安芸市港町二丁目635 高知高須病院附属安芸診療所2階	居宅介護 支援
3970400648	株式会社小谷設計	高知市介良乙822番2	〃	デイサービスセンター野いちごみつばち	南国市小籠941番147	通所介護 介護予防 通所介護

39725 01310	社会福祉 法人仁淀 川ふくし 会	高岡郡佐川町乙 3127番1	〃	老人短期 入所施設 わかきの 桜	高岡郡佐川町乙 3127番1	短期入所 生活介護 介護予防 短期入所 生活介護
39725 01328	社会福祉 法人高幡 福祉会	高岡郡四万十町 大井川1462番地 1	〃	デイサー ビス大井 川	高岡郡四万十町 大井川1462番地 1	通所介護 介護予防 通所介護
	〃	〃	〃	ショール ステイ大 井川	〃	短期入所 生活介護 介護予防 短期入所 生活介護
39603 90031	医療法人 尚腎会	高知市大津乙 2705-1	平成27年2 月1日	訪問看護 ステーシ ョンあき	安芸市港町二丁 目635	訪問看護 介護予防 訪問看護
39712 00229	株式会社 オフィス K	香美市土佐山田 町東本町一丁目 3番地20号	平成27年2 月10日	ケアプラ ンセンタ ーあなな う	香美市土佐山田 町東本町一丁目 3番地20号	居宅介護 支援
39724 00844	社会福祉 法人伊野 福祉会	吾川郡いの町波 川560番2	平成27年3 月2日	ケアハウ スイの	吾川郡いの町波 川560番2	特定施設 入居者生 活介護
39724 00851	〃	〃	〃	ヘルパー ステーシ ョンいの	吾川郡いの町波 川568-2 レ オパレスソフイ ア101	訪問介護
39725 01336	有限会社 やまもの 家	高知市神田912 番地10	平成27年3 月23日	デイサー ビスどん こ	高岡郡佐川町丙 4279-1	通所介護 介護予防 通所介護
39705 00660	社会福祉 法人正晴 会	土佐市高岡町甲 969番地1	平成27年3 月31日	特別養護 老人ホー ムさくら	土佐市高岡町甲 969番地1	介護老人 福祉施設 短期入所 生活介護 介護予防 短期入所 生活介護

高知県告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事 業所番号	届出者の 名称	届出者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日	事業所の 名称	事業所の所在地	サービスの 種類
39720 00313	医療法人 みずき会	安芸郡芸西村和 食甲4268	平成26年11 月30日	ヘルパー ステーシ ョンげい せい	安芸郡芸西村和 食甲4268	訪問介護 介護予防 訪問介護
39724 00703	医療法人 岡本会	吾川郡いの町鹿 敷162番地	平成26年12 月1日	居宅介護 支援事業 所高岩	吾川郡いの町小 川西津賀才126 番地	居宅介護 支援
39721 00428	株式会社 小谷設計	高知市介良字大 井流乙822番2	平成26年12 月11日	デイサー ビスセン ター野い ちご	香南市夜須町坪 井67-4	通所介護 介護予防 通所介護
39704 00275	有限会社 アイ・友	南国市大桶乙 3185番地1	平成27年2 月28日	有限会社 アイ・友	南国市大桶乙 3185番地1	福祉用具 貸与 介護予防 福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売
39705 00520	医療法人 広正会	土佐市高岡町甲 2044	〃	デイサー ビスわか ば	土佐市高岡町甲 2044	通所介護 介護予防 通所介護
39702 00295	合同会社 ピースラ イフ	室戸市吉良川町 乙2007番地10	平成27年3 月1日	デイサー ビスばれ っと	室戸市浮津249 番地4	通所介護 介護予防 通所介護
39708	株式会社	土佐清水市栄町	平成27年3	ヘルパー	土佐清水市栄町	訪問介護

00201	ヘルパー ステーション福の 神	9番3号	月20日	ステーシ ョン福の 神	9番3号	介護予防 訪問介護
39603 90023	社会福祉 法人香南 会	香南市赤岡町 1160番地1	平成27年3 月31日	訪問看護 ステーシ ョンキセ キレイ	安芸市川北甲 3637番地	訪問看護 介護予防 訪問看護
39705 00553	株式会社 メディ・ アシスト	高知市南竹島町 16番地1	〃	デイサー ビスたい よう	土佐市高岡町乙 1179-21 グッ ドライブ高岡1 F	通所介護 介護予防 通所介護
39710 00314	株式会社 C I J ウ ェーブ	四万十市具同田 黒三丁目8番10 号	〃	有料老人 ホーム愛 夢しまん と	四万十市具同田 黒三丁目8番10 号	特定施設 入居者生 活介護
39720 00073	社会福祉 法人田野 町社会福 祉協議会	安芸郡田野町 1828-4	〃	田野町居 宅介護支 援事業所 なかよし	安芸郡田野町 1828-4	居宅介護 支援

高知県告示第523号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成28年1月21日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成27年9月4日

清水漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
軽貨物自動車1台（高知41け1222、三菱LE-U61V、車長3.39メートル、車幅1.47メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
土佐清水市本町 清水漁港突堤岸壁
平成27年7月16日午前10時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
平成27年7月16日午前11時
土佐清水市本町 清水漁港突堤岸壁
- 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置
清水漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号088-863-2177）

高知県告示第524号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27年8月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間

平成27年8月11日から平成28年2月29日まで
 3 作業地域
 高知市、安芸市、南国市、須崎市並びに高岡郡中土佐町及び
 四万十町

高知県告示第525号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律
 第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を
 急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須
 崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

須崎市田野（1）

（1）標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	須崎市上分字井口	甲1250
2	〃 〃 字榊原山	甲3334
3	〃 〃 〃	甲3338
4	〃 〃 〃	甲3338地先
5	〃 〃 字井口	甲1246－2 地先

（2）区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線、標柱4と5を
 市道落合神母野線に沿って結んだ線及び標柱5と1を直線で
 結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年9月4日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久保大宮
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

香美市香北町清爪字 柳ノ本481番1から 香美市香北町清爪字 柳ノ本472番3まで	前	3.0 }	62
	後	5.6 }	
		12.3	62

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社
 から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地
 中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18
 条第1項の認可をした。

平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

（1）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高知市春野町東諸木624番地1

岩田 武彦

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高知市春野町東諸木字高田5007番及び5008番

（2）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高知市横内144番地240

吉岡 慶浩

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高知市春野町西諸木字中川原1378番並びに字国吉1480

番及び1481番並びに春野町秋山字諸木瀬1743番

2 認可年月日

平成27年9月4日

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社
 から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101
 号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請
 があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利
 用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了
 の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を
 提出することができる。

平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

（1）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町南川口35番地1
 藤原 健太郎

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高岡郡四万十町南川口字ナロ524番1及び525番1、字
 宮ノワキ904番4、905番1、905番2、914番1及び914
 番2並びに字岡分951番

（2）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町南川口64番地2

大西 一広

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

高岡郡四万十町南川口字クホタ895番1、895番2、
 895番3及び896番

（3）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町道德261番地

上村 廣幸

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

高岡郡四万十町道德字セキノ上42番4

（4）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町道德313番地

細木 利彦

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

高岡郡四万十町道德字サカバ74番3並びに字道尻129
 番2及び135番2

（5）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町平野332番地

山本 道雄

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

高岡郡四万十町平野字下モ長野141番1及び141番2

（6）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町仁井田342番地

片岡 源造

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

高岡郡四万十町仁井田字菊ノ才能1780番及び字柳ノ本
 1897番

（7）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町大井野381番地

野坂 光洋

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

高岡郡四万十町大井野字屋敷割650番1並びに字扇田
 657番及び674番

（8）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高岡郡四万十町若井川659番地1

井上 健一

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

高岡郡四万十町若井川字奈路646番、647番1、1817番及び1835番並びに字仲スカ797番1

(9)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町数神681番地
国広 直司

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町土居字カイデ川口2番及び4番1、字東谷口28番1並びに字コクウヅヲ43番1並びに平野字古門1513番及び字楓川1525番

2 申請年月日
平成27年8月20日

3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
平成27年9月4日(金)から同月18日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

~~~~~

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成27年9月4日

高知港湾管理者  
高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
高知市長浜字二反田5033番13  
FRP船1隻(船名不明、K03-17324)  
FRP船2隻(船名及び船舶番号不明)  
高知市長浜字塩浜5015番地52  
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)  
高知市長浜字赤田822番地54地先  
FRP船1隻(船名不明、K03-18429)  
FRP船1隻(船名不明、K03-12721)  
FRP船5隻(船名及び船舶番号不明)  
高知市浦戸字東アシクイ862番5地先  
FRP船1隻(松栄丸、K02-5997)  
FRP船4隻(船名及び船舶番号不明)  
高知市浦戸字タデバ386番地3地先  
木造船1隻(船名及び船舶番号不明)  
高知市浦戸字タデバ381番地9地先

FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)  
高知市浦戸字タデバ379番地1地先  
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)  
高知市浦戸字磯崎868番2地先  
FRP船1隻(勝栄丸、船舶番号不明)

2 所有者の行うべき措置  
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に高知港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

3 港湾管理者の措置  
高知港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
AW-139型の機体部品 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県危機管理部消防政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年8月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
三井物産エアロスペース株式会社 東京都港区芝公園二丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額  
38,004,249円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県土砂災害監視システム改修委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号

3 落札者を決定した日
平成27年6月30日

4 落札者の氏名及び住所
中電技術コンサルタント株式会社岡山支社 岡山県岡山市北区東島田町一丁目8番10号

5 落札金額
19,980,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日
平成27年5月19日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤														
平27・7・24	9756	○その他	7	表中	<table border="1"> <tr><td>宿泊</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td>174. 725</td></tr> <tr><td>-----</td></tr> </table>	宿泊					174. 725	-----	<table border="1"> <tr><td>宿泊</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td>174. 277</td></tr> <tr><td>-----</td></tr> </table>	宿泊					174. 277	-----
宿泊																				
174. 725																				

宿泊																				
174. 277																				
